

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年11月2日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	国際のETF VIX中期先物指数
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年2月13日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還の手続きを開始することの決定に伴い、所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成30年 2月14日から平成31年 2月13日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

<訂正後>

平成30年 2月14日から平成31年 2月13日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

ファンドの繰上償還が決定した場合、取得の申込期間は平成31年 1月 9日まで、解約の申込期間は平成31年 2月 6日までとし、平成31年 2月14日をもって信託を終了する予定です。くわしくは(12)その他をご確認ください。

(12)【その他】

<更新後>

〔信託終了（繰上償還）および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ〕

以下の内容は、平成30年10月30日付の適時開示情報を基に記載したものです。

委託会社は、当ファンドにつきまして、繰上償還および付随する重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議においては、平成30年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めました。

なお、当該繰上償還および付随する重大な約款変更にかかる書面決議が可決された場合、平成31年2月12日付で約款変更を実施し、平成31年2月14日を信託終了日として繰上償還する予定です。

書面決議の結果については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)にてお知らせいたします。

・当ファンドの繰上償還が決定した場合、最終売買日(平成31年2月8日)までは東京証券取引所での売買が可能です。

<重大な約款変更の概要>

1. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

書面決議の対象受益者の確定基準日	平成30年11月14日（水）
書面決議に関する書類発送日	平成30年12月17日（月）
議決権行使書面による議決権行使期限	平成31年1月7日（月）
書面決議日	平成31年1月9日（水）
買取請求開始日（予定）	平成31年1月10日（木）
買取請求終了日（予定）	平成31年1月29日（火）
約款変更実施日（予定）	平成31年2月12日（火）
信託終了日（予定）	平成31年2月14日（木）
償還金支払い開始日（予定）	平成31年3月25日（月）

2. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄（確認中）」への指定	平成30年10月30日（火）
「整理銘柄」への指定	平成31年1月9日（水）
東京証券取引所における最終売買日	平成31年2月8日（金）
上場廃止日	平成31年2月10日（日）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 繰上償還および付随する約款変更の内容および理由

<内容>

- ・当ファンドの信託期限を無期限から平成31年2月14日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

<理由>

当ファンドは平成23年11月29日に純資産3億79百万円で設定され、平成23年12月1日に東京証券取引所に上場しました。設定来、当ファンドの「運用の基本方針」に則り、指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を対象インデックス（円換算したS&P 500 VIX 中期先物指数）の変動率に一致させることを目指して運用を行ってきました。

今般、制度改正により、当ファンドは平成31年11月末までに金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2に規定される信用リスクの分散に対応する必要性が生じています。当該規制への対応を検討しましたが、現状の純資産総額の状況（平成30年9月末時点 約1億77百万円）では、信用リスクの分散のための対応を行った場合、対象インデックスへの十分な連動性が得られないため、適切な商品性の維持が難しいという判断に至ったことから、当ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利と判断しました。

4. 書面決議の判定

上記に関する繰上償還および付随する約款変更は、平成30年12月17日頃にお送りします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（平成30年12月18日から平成31年1月7日）に賛成の意思表示をされた受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成30年11月14日現在の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および付随する約款変更に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、平成31年1月10日から平成31年1月29日までの間に、当ファンドの受託会社に対して、平成30年11月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

6. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、当ファンドの取得申込は平成31年1月10日以降、一部解約は平成31年2月7日以降、受け付けないこととします。

当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

<ご参考>

国際のETF VIX中期先物指数
投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成31年2月14日までとします。</p>	<p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第43条第1項および同条第2項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定により信託を終了させることがあります。</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>④ 信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</p> <p>⑤ 前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。</p> <p>⑥ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第3項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託したものにこれを委託することができます。</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日の3営業日前の時点において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者を信託終了日現在の受益者として、当該受益者に対して、受託者または受益権上場取引所の会員等から支払います。</p> <p><追加></p> <p><追加></p> <p>④ 受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第3項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託したものにこれを委託することができます。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>⑦ 一部解約金（第41条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第41条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。</p>	<p>⑤ 一部解約金（第41条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第41条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑥ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第38条 受託者は、収益分配金については第37条第2項に規定する支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および償還金については第37条第5項に規定する支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</p> <p>② 受託者は、一部解約金については第37条第7項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>③ （略）</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第38条 受託者は、収益分配金については第37条第2項に規定する支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、および償還金については第37条第3項に規定する支払開始日から10年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</p> <p>② 受託者は、一部解約金については第37条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>③ （略）</p>
<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第39条 受益者が、収益分配金については第37条第2項に規定する委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第37条第5項に規定する委託者の指定する日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第39条 受益者が、収益分配金については第37条第2項に規定する委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第37条第3項に規定する委託者の指定する日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>

以上

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

無期限（平成23年11月29日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

<訂正後>

無期限（平成23年11月29日設定）

繰上償還が決定した場合、平成31年2月14日まで（平成23年11月29日設定）となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

—

4【受益者の権利等】

<更新後>

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

名義登録受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。受益者は、原則として、受益権上場取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して受益者名簿に名義登録することを請求することができます。

ただし、名義登録受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する受領権

受益者^{*}は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

* 信託終了日の3営業日前の時点において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者を、信託終了日現在の受益者とみなします。以下「償還時受益者」といいます。

償還金は、信託終了日後40日以内の委託会社の指定する日から、原則として、償還時受益者に対して、受託会社または受益権上場取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）等から支払います。ただし、当該受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

繰上償還が決定した場合、平成31年2月12日以降は、以下の内容に変更となる予定です。

受益者^{*}は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

* 受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当

該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額(信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。)に、当該信託終了時受益者に属する受権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。

償還金は、原則として、受託会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から信託終了時受益者に対して支払います。信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。ただし、当該受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

(4) 買取請求権

受益者は、すべての受益権上場取引所において上場廃止となった場合には、信託終了日の3営業日前までに、販売会社に対してその受益権を買取る旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等

2018年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・ 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2018年5月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	873	12,276,929
追加型公社債投資信託	16	1,273,683
単位型株式投資信託	58	284,760
単位型公社債投資信託	1	6,001
合計	948	13,841,372

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

第2【その他の関係法人の概況】

3【資本関係】

<訂正前>

該当ありません。（平成30年5月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。（2018年5月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。